

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和2年11月20日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和2年11月20日（金）午前9時～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

環境課 金井課長、國松主査

3 件名

生活環境指導員制度の見直しについて

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・無報酬となることにより、産業廃棄物不法投棄防止事業総合補助金は受けられなくなるのか。
→受けられない。

・アンケートの結果をみると反対意見もあるが、納得していただけるのか。
→2月に現在の生活環境指導員及び自治会等長に説明を行い、理解いただけるよう努めていく。

・委嘱を行う必要はあるのか。
→白井市廃棄物の減量及び適正に関する条例第9条により委嘱を行うことが定められている。

・条例に基づき委嘱しているにもかかわらず、地域活動協力員の位置づけでよいのか。
→確認する。

【結論】

・生活環境指導員の位置づけについて、条例の規定等を含めて整理した上で、再度付議すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 市民環境経済部環境課

件名	生活環境指導員制度の見直しについて							
現状・課題	<p>【現状】 生活環境指導員制度は、各自治会からの推薦者を委嘱し、市内のごみ集積所を週1回程度見回り、違反ごみがあれば、排出指導シールを貼ることや見回りの結果を排出指導表に記入し提出すること及び不法投棄を発見したら連絡の上、不法投棄観察表を提出することを業務としており、平成7年度から開始された制度で報償を支払っている。 制度開始後24年が経過し発足時に比べ、生活環境指導員や地域住民の方の活動で、ごみ集積所の利用マナーの向上及び分別誤りの減少などにより、ごみ集積所の清潔が保たれている。 自治会のない地区においても、自主的に管理されており、ごみ集積所の清潔が保たれている。 以上のような状況を踏まえ、令和2年2月に、生活環境指導員に対し、指導員の必要性和地域や自治会において同様の役割を持った人がどれくらいいるのかを調査するため、「生活環境指導員のあり方に関するアンケート」を実施した。これを受け、10月に生活環境指導員及び自治会等長に対し、生活環境指導員制度の見直し内容を示したうえで「生活環境指導員のあり方の見直しに関する意向調査」を実施し、集計結果については別添資料のとおりとなっている。</p> <p>【課題】 集積所の管理については、自治会及び管理組合等で、生活環境指導員に加えて同様の役割を担っている方がいる。生活環境指導員制度はごみの減量化や集積所の清潔維持、不法投棄の抑止のためにも必要であるが、制度開始後24年が経過し、生活環境指導員の負担軽減や地域の自主的な管理運営を促進するため、現状に見合ったより効果的な制度の運用としていくことが課題である。</p>							
付議事案	目的	現状に見合ったより効果的な制度の運用とするため、生活環境指導員の業務内容及び報償を見直すもの						
	対応方策	<p>【見直しの主な内容】 ・排出指導シールの貼付などの業務をなくし、見回りを週1回程度から適宜見回ることとする。 ・報告については、書類の提出を毎月から3か月に1度に改める。また、生活環境指導員では対応が困難な場合はその都度市に報告するものとする。 ・報償年額25,000円については、業務内容を踏まえ、令和3年度から無報償とする。</p>						
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容を見直しすることについて ・報償を無報酬とすることについて 							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の意見を生活環境指導員と自治会等長に分けてまとめる。 ・意向調査の結果が、特に生活環境指導員で業務内容、報酬とも7割を超えていることから見直しをする方向でよいのではないかと。 							
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月 廃棄物減量等推進審議会へ制度の変更について説明。 ・ 2月 現自治会長・生活環境指導員へ説明 ・ 3月、4月 新生活指導員へ説明 							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	無			報道発表	無		
	議会説明	有	行政運営報告		広報・HP等	有	広報・HP(R3.3月)	
	市民参加	有	廃棄物減量等推進審議会(R2.12月)					
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで							
参考情報	関係法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律						
	関係課	市民活動支援課						
	事業費	2,844 千円 (うち特定財源		180 千円)				
	カテゴリ	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	環境・自然	手段

<p>1. 委嘱など</p>	<p>(1) 委嘱根拠条例等 白井市廃棄物の減量及び適正に関する条例第9条 白井市地域活動協力員（白井市生活環境指導員）の設置に関する要綱 H7年度から活動開始</p> <p>(2) 活動内容 条例9条第2項 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策への協力その他の活動を行う。</p> <p>(3) 責務 要綱第5条 1. 集積所における廃棄物の排出指導及び指導内容を毎月始めに指導表により市へ提出すること。 2. 廃棄物の不法投棄を市に通報し、また、状況について、毎月始めに観察表を提出し、市に情報を提供すること。 3. その他市が実施する清掃思想の普及及び不法投棄の防止策</p> <p>(4) 委嘱基準 原則1自治会等につき1名の推薦を受け委嘱を行っているが、自治会等の要望もあり、集積所が広範囲の場合や設置数が多い場合は数名委嘱している。</p>
<p>2. 現状等</p>	<p>(1) 現状 委嘱及び説明会 委嘱期間 R2.4.1～R3.3.31 説明会 新型コロナウイルス感染症対策のため実施せず、委嘱状の交付と用品配布を実施した。 R2.4.11（土）市役所東庁舎1階多目的スペース R2.4.13（月）～30（木）市役所東庁舎2階環境課窓口 R2 96名委嘱 任期1年再任可 報酬（R2より報償費）は年間25,000円</p> <p>(2) 排出指導表の主な報告内容 <ul style="list-style-type: none"> ・カラスよけネットの破れ ・スプレー缶の出し方の誤り（H28.4.1から分別変更） ・生ごみの散乱 ・分別の誤り ・排出日の誤り ・カラスに荒らされる ・収集日前夜に出した家庭がある </p> <p>(3) 課題や意見 <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境指導員に関する課題 生活環境指導員がいない地区（自治会設立地区及び未設立地区等）があり、集積所や廃棄物に関する指導が行き届かないこと。 ※参考 自治会加入率 63.5%（R2.8.12現在） ・不法投棄に関する課題 夜間に行われることが多く、行為者を特定できるような証拠物もないことから行為者の発見に苦慮している。 職員が、月2回夜間にパトロールを行っているが、夜間のため新たな不法投棄の発見は少ない。 </p> <p>(4) 経費（令和2年度当初予算） <ul style="list-style-type: none"> ・歳入 16.2.2.2 産業廃棄物不法投棄防止事業総合補助金 不法投棄監視員事業 180,000円 ・歳出 4.2.1.7 報償費 2,625,000円 4.2.1.11 消耗品費 ゴム手袋 22,715円 </p>

マジック 12,100 円
 ケント紙 4,400 円
 排出指導シール 83,600 円
 指定袋 76,560 円
 4.2.1.11 食料費 お茶 18,900 円
経費合計 2,843,275 円

(5) 生活環境指導員の報酬に関する意見・問い合わせ

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (11/12)
市長への手紙	0	0	2 件 (同一人物) 報酬の 25,000 円の支払いは、無駄である。
問い合わせ	保存年限満了データなし	1 件 報酬の支払い時期に関する問い合わせ	1 件 市長への手紙と同一人物

(6) 年齢構成

若い人で 30 代、高齢で 80 代

	男	女	合計
平成 28 年度	73	26	99
平成 29 年度	66	34	100
平成 30 年度	70	28	98

(7) 不法投棄件数

不法投棄件数等

年度	件数	数量
28 年度	62	15.91 トン
29 年度	67	15.92 トン
30 年度	54	15.05 トン

(8) 意向調査 (令和 2 年 10 月実施) 結果

別添 『生活環境指導員のあり方の見直しに関する意向調査』 集計結果
 参照 (3~6 ページ)

(9) 排出指導表の分析結果

別添 『排出指導表』 から見る集積所の状況について」 参照 (7 ページ)

(10) アンケート (令和 2 年 2 月実施) 結果

生活環境指導員に対し、指導員の必要性和地域や自治会において同様の役割を持った人がどれくらいいるか調査するため実施。
 指導員を現状のまま継続が約 6 割、改善をしたうえで継続が 2 割、また、自治会等において同様の役割を持った方が 5 割の結果となった。

(11) 近隣の状況

別添 一覧表参照 (8 ページ)

「生活環境指導員のあり方の見直しに関する意向調査」集計結果

1 調査期間 令和2年10月10日から10月16日まで

2 対象者 令和2年度生活環境指導員 96名
令和2年度自治会等長 96名

3 回答者数及び回収率

	送付数	回答数	回収率
生活環境指導員	96	87	90.6%
自治会等長	96	63	65.6%
合計	192	150	78.1%

4 発送回収方法 アンケートの郵送・返信用封筒・回収

5 調査目的

生活環境指導員制度の見直しにあたり、生活環境指導員及び自治会等長に意向を確認するため調査するもの。

6 調査結果

(1) 業務内容の見直し内容について

	賛成	反対	その他
生活環境指導員	72.4%	13.8%	13.8%
自治会等長	58.7%	23.8%	17.5%
合計	66.7%	18.0%	15.3%

業務内容の見直しについては、賛成が生活環境指導員約7割、自治会等長約6割、合計で3分の2が賛成しており、おおむね好意的と言える。

(2) 報酬（報償費）の見直し内容について

	賛成	反対	その他
生活環境指導員	71.3%	21.8%	6.9%
自治会等長	49.2%	38.1%	12.7%
合計	62.0%	28.7%	9.3%

報酬（報償費）の見直しについては、賛成が生活環境指導員約7割、自治会等長約5割、合計で約6割である。おおむね好意的と思われるが、自治会等長の反対が約4割ほどある。

生活環境指導員制度の業務内容変更一覧表

No.	生活環境指導員の業務内容	変更前				変更後				変更点等
		生活環境指導員	ごみ集積所利用者	市	ごみ収集業者	生活環境指導員	ごみ集積所利用者	市	ごみ収集業者	
1	ごみ集積所の見回り									
	(1) 週1回程度、担当地区内のごみ集積所の見回りする。	○				○				週1回程度⇒適宜見回る
	(2) 違反ごみがあったら排出指導シールを貼る。	○			○				○	貼付するのは収集業者のみとする
	(3) 違反ごみに排出指導シール添付後、引き取らない場合は次の収集日までに分別して出す。	○					○			ごみ集積所利用者が分別して処分
	(4) ごみ集積所にごみが散乱している場合の清掃（できる限り）	○	○				○			ごみ集積所利用者が行う
	(5) ごみ集積所の維持管理（カラス除けネット、資源回収袋、資源回収袋を入れるボックス等の不足、破損した場合の連絡）	○	○	○			○	○		ごみ集積所利用者が行う ※市は集積所ボックス、土台の取り付けを行い、ネット類は原則利用者が来庁のうえ配付する
2	排出指導表の作成									
	(1) 集積所の見回りをした結果を排出指導表に記入し、環境課に毎月7日まで提出する。	○				○				排出指導表の提出⇒3か月に1回。また、判断・対応に困ることがあった場合報告
3	不法投棄への対応									
	(1) 市内で、不法投棄を発見したら、環境課に連絡の上、不法投棄観察表を提出する。	○				○				不法投棄観察表の提出⇒判断・対応に困ることがあった場合のみ報告
4	その他									
	(1) 環境課から支給する備品	○				○				・腕章、クラッチバッグ⇒生活環境指導員同士が引継ぐ ・指定ごみ袋3種（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装類）
	業務量合計	8	2	1	1	4	3	1	1	

※業務内容については、生活環境指導員における手引きから、抜粋

※No.1 (3) から (5) は、基本的にはごみ集積所利用者でやってもらうが、地域のごみ当番として生活環境指導員が行う場合もある。

業務内容の見直し内容について 意見

反対
【生活環境指導員】
分別の誤りがありゴミの分別が大変
違反ゴミ・未回収のごみを排出者が引取らない場合が大変
管理組合と自治会が同一の場合、集合住宅においては変化点がないと思います。 ゴミ収集業者も積み残しやドカッと落ちたままでも行ってしまいう場面をみえています。
【自治会等長】
自治会未加入者・外部からの持ち込みもあり自治会負担は納得できない
違反ゴミを引き取らないケースがあり指導員さんが対応してくれた。環境を守るために必要な制度だと思う。
その他
【生活環境指導員】
生活環境指導員の負担減・地域住民の意識向上業者への協力・業務の移管に賛成 ゴミの出し方については現状でも週一の見回り周知が常に必要 今回の見直しは予算削減のため見直しと受け止められない様お願いしたい。
1ヶ月毎に当番を割り当ててるので変わらない。
違反ゴミを排出者が引取らない場合、集積所利用者が処理する事になると処理券購入代・袋代を 負担するのはおかしい。
【自治会等長】
見直しの目的がわからず58%継続なのにアンケートの意味がない
自治会の環境担当が生活環境指導員を行ってるので変更後も減るわけではない。
違反ゴミを排出者が引取らない場合、特定できない場合はゴミ当番→生活環境指導員→市役所へ の連絡体制が作り市が責任を負うべき。

報酬の見直し内容について 意見

反対
【生活環境指導員】
今までのような自治会への寄付でよい
市が依頼した指導員なのだから無報酬は反対、美化維持は必要、汚い臭い人が嫌がる他人のゴミ処理をしボランティアではない。
【自治会等長】
100を越える集積所や車で走らないといけないところもある。
生活環境指導員へのみ実のお金が届くように配布する。役を果たした人に渡るように文明化したものを作る。
【生活環境指導員・自治会等長とも】
業務減少に伴う減額であれば賛成、無報酬は反対。
その他
【生活環境指導員】
集積所が多いと負担が多くなるので報酬は多いほどよい
①自治会の役員ですら無償から有所の方向へあります ②市の業務内容の縮小案では指導員の負担はさして変わらない ③ゴミの処理は生活に直結してるので苦情が多くそれを受ける指導員の負担は想像以上です。
報酬制度そのものが不要、現在まで管理組合への収入に切り替えており個人入金も面倒
自治会の担当になれば保険など有るので見直しもよい
【自治会等長】
基本的に報酬はいらないと思うが無報酬でも引き受けてくださる方がいるのだろうか
回収業者の複数対応されており業者によっては未回収扱いになる現状に違いが発生。資源ごみの日や不燃ごみの日に多い。指導員に負担は少なからずある
市民団体に公園管理を依頼しているように集積所も地域の団体に委託しはどうですか？

「排出指導表」から見る集積所の状況について

1 平成31年度

○：きれい	94.5%
ア：分別してない	1.7%
イ：指定袋で出してない	0.9%
ウ：曜日が違う、その他	2.9%

2 令和2年度（9月まで）

○：きれい	94.0%
ア：分別してない	2.5%
イ：指定袋で出してない	1.1%
ウ：曜日が違う、その他	2.5%

平成31年度、令和2年度とも、集積所の状況がきれいである割合が9割を超えており、集積所利用者がごみ出しのルールを守っていることがうかがえる。

他市町村 比較資料

市町村	名称	報酬	無報酬の理由	公募	設置の根拠	任期	R2年度人数	業務内容	車の手配	集積所の苦情	報酬の予算	消耗品の予算	保険の予算	県補助金	
白井市	生活環境指導員	年間 25,000円		自治会からの推薦	地域活動協力要綱	1年	94人	・集積所の見回り ・集積所の美化推進と維持管理 ・美化推進について地域と話し合い ・月1回排出指導表の提出 ・不法投棄があった場合の連絡	手配なし	・不適正排出物 ・曜日を守らない ・回収	2,625,000円	199,375円	なし	180,000円	
印西市	クリーンパートナー	年間 12,000円		自治会による推薦	印西市廃棄物減量等推進員設置要綱	1年	103人	・ごみ集積所の維持管理 ・ごみ出しルールが分からない人への説明 ・排出マナーなどについて改善策の検討、対応 ・不法投棄の未然防止及び通報	手配なし	・不適正排出物	1,534,000円	なし	なし	630,000円	
	クリーンアドバイザー	年間 12,000円		公募	同上	3年	9人	・市が実施するごみ減量施策への協力 ・市が実施する講座等における講師 ・市が実施するイベント等への協力	手配なし	・不適正排出物	120,000円	なし	なし	申請なし	
佐倉市	不法投棄監視員	年間 60,000円		公募	佐倉市産業廃棄物及び残土の不法投棄監視員設置に関する要綱	2年	16人	・不法投棄監視のため、週1回の見回りと月1回の報告 ・集積所の維持管理等は、集積所の利用者で行う	手配なし	・不適正排出物 ・曜日を守らない	960,000円	なし	損害保険 50,000円	480,000円	
富里市	不法投棄監視員	年間 60,000円		現任の監視員からの推薦	富里市不法投棄監視委員設置要綱	2年	9人	・不法投棄監視のため、1人あたり平均週3回ほどの見回りと月1回の報告 ・集積所の維持管理は、集積所の利用者で行う	手配なし	・別の区域から排出する人が居る	540,000円	なし	なし	270,000円	
栄町	廃棄物減量等推進員	年間 5,000円		自治会からの推薦	栄町廃棄物減量等推進員制度設置要綱	2年	50人	・ごみ集積所の見回り ・ごみに関する意見・要望の取りまとめ ・ごみ関連の補助金紹介 ・集団回収への参加を呼びかける ・ごみの分別講習会の町と地域のパイプ役 ・ごみの減量化・リサイクル活動	手配なし	・不適正排出物	250,000円	10,000円	なし	申請なし	
酒々井町	不法投棄監視員	年間 60,000円		地域による推薦	廃棄物及び残土の不法投棄監視員設置要綱	2年	16人	・監視員を2班に分けて、月1回交互にパトロール ・年度初めと年末に2班合同でパトロール ・集積所の維持管理を手伝うこともある(頻度などは不明) ・集積所の維持管理は、基本的には集積所の利用者で行う	酒々井町の職員と不法投棄監視員で車に乗りパトロールをする。	・集積所におけるごみの散乱 ・自治会費を払わない人のごみ出し問題 ・外国人のごみ出しマナー	960,000円	85,000円	なし	申請なし	
柏市	美化サポーター	無	ボランティアという趣旨のため	立候補	美化サポーター設置要領	無	個人37人 団体5団体	・公共の場所における清掃活動並びにポイ捨て及び不法投棄の監視 ・ポイ捨て及び不法投棄に関する情報の提供 ・柏市が実施するポイ捨て及び不法投棄の防止に関するキャンペーン等への参画 ・年一度以上の報告書の提出	手配なし	・集積所の清潔さについて ・アパートに住んでいる人のごみ出しマナー	無	洋服・証明書は、在庫で対応 ごみ袋代100,000円	なし	申請なし	
船橋市	廃棄物減量等推進員 クリーン船橋530推進員	無	地域活動の一環のため	自治会による推薦	廃棄物減量等推進員要綱	2年	611人	・ごみの減量、資源物分別回収における指導等の推進運動 ・ごみの適正な排出指導と集積所の清潔保持の活動 ・不法投棄防止等(産業廃棄物を含む)地域環境美化に関する活動 ・地域のごみ処理等の環境の問題点と意見の把握 ・環境指導員との連絡調整活動 ・市の環境関係PR活動への協力	手配なし	・曜日を守らない ・ごみ出しの時間などのマナー ・外国人のごみ出しマナー	無	無	なし	申請なし	
鎌ヶ谷市	ごみ集積所や、不法投棄の監視については、地域住民に任せているので、監視員のようなものは、設置していない。														
八千代市	廃棄物減量等推進員	無	報酬の規定がない	自治会による推薦	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第7条第1項	1年	98人	・分別収集 ・ごみ減量のための地域との連絡調整 ・ごみ出し方の指導 ・ごみ集積所の美化 ・分別収集に関するPR及び助言並びに実践活動 ・資源、リサイクル運動の促進	手配なし	・不適正排出物	無	無	腕章、委嘱状	無	申請なし
	不法投棄連絡員	無	報酬の規定がない	HPと連絡員からの紹介	不法投棄連絡員設置要領	2年	16人	・地域内における廃棄物等の不法投棄等を市に通報すること ・その他市が実施する不法投棄等の防止施策に協力すること。	手配なし	・不適正排出物	無	無	腕章、委嘱状	無	申請なし